

カーボン・オフセット第三者認証基準 改訂概要

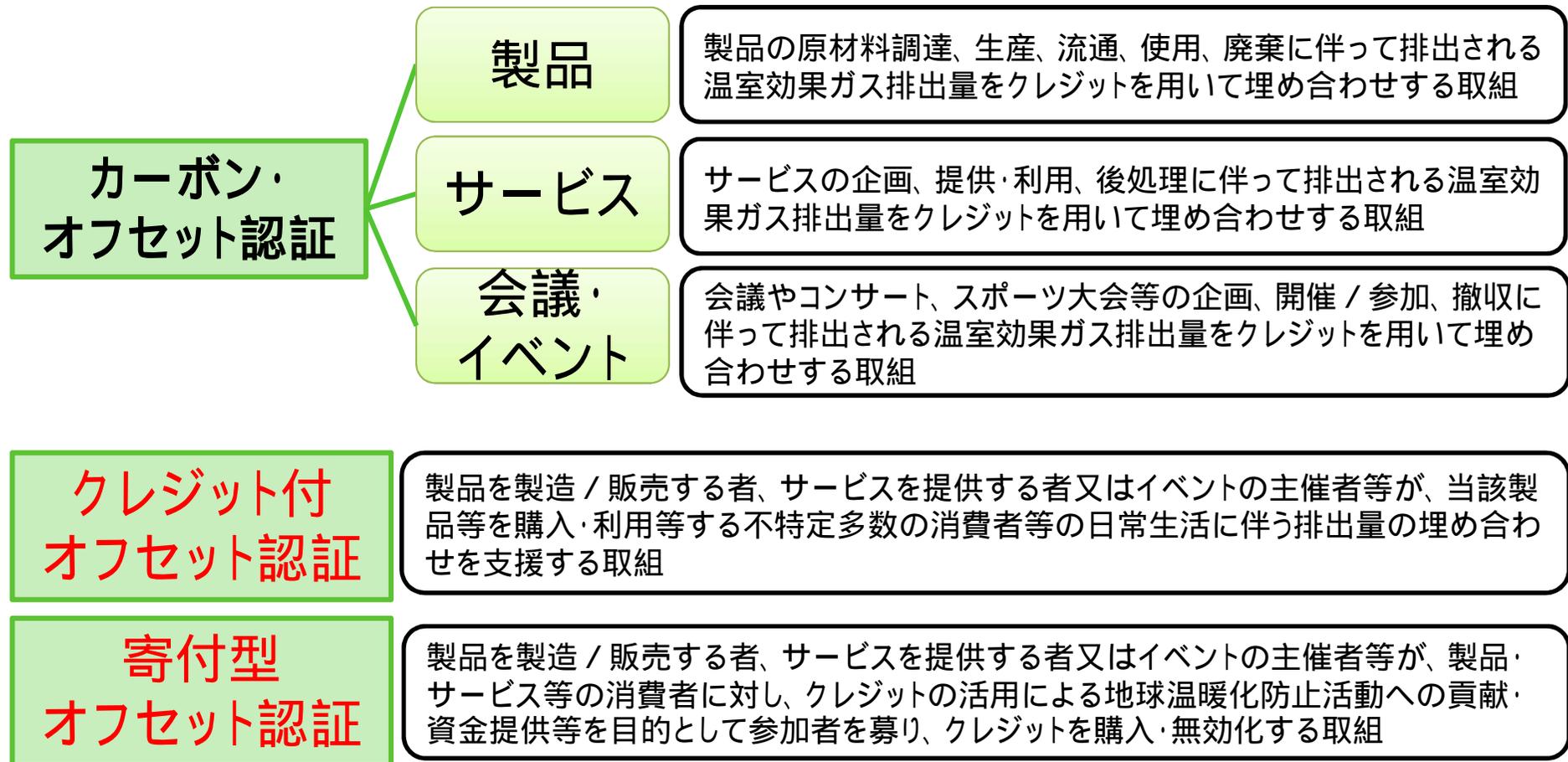
カーボン・オフセット改訂概要

【2.1、2.2】 認証区分及び認証の種別
【NEW 2.1.1】 認証対象取組

整理・明確化

✓ 指針の中での例示に合わせて、認証区分を整理する。

カーボン・オフセット第三者認証プログラム



【NEW】クレジット付認証 認証基準

製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、当該製品等を購入・利用等する不特定多数の消費者等の日常生活に伴う排出量の埋め合わせを支援する取組。

| ステップ | 要求事項 | 備考 |
|------------------|---|---|
| 知って (算定) | <ul style="list-style-type: none"> ● クレジット付認証については、消費者や参加者の日常生活に伴う排出量を埋め合わせの対象とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ● オフセット主体は消費者等 |
| 減らして (削減努力) | <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者等に対して、削減努力を促す取組を行うこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 削減努力を促すために、情報提供で、消費者等に対し、温暖化対策の必要性を伝えること。 |
| 埋め合わせ (オフセット) | <ul style="list-style-type: none"> ● オフセット量は一販売単位当たり少なくとも1kg-CO2であること。 | - |
| 情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ● 消費者等に対し、温暖化対策の必要性を伝えること。 ● 認証取得後にクレジットを調達し、無効化する予定の場合、消費者等に対して、調達予定クレジットを明示すること。なお、調達予定又は候補となるクレジットが複数ある場合は全ての候補を明示すること。 | - |
| 有効期間 満了報告 | <ul style="list-style-type: none"> ● 調達したクレジットの量を報告すること。 ● クレジットを全て無効化したことを報告すること。 | - |

【NEW】 寄付型認証 認証基準

製品を製造 / 販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービス等の消費者に対し、クレジットの活用による地球温暖化防止活動への貢献・資金提供等を目的として参加者を募り、クレジットを購入・無効化する取組。

| ステップ | 要求事項 | 備考 |
|------------------|--|--|
| 知って (算定) | <ul style="list-style-type: none"> ● 寄付型認証については、地球全体からの排出量を埋め合わせの対象とする。そのため、取組自体の算定は不要とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ● オフセット主体は設けない。 |
| 減らして (削減努力) | <ul style="list-style-type: none"> ● 寄付参加者に対して、削減努力を促す取組を行うこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 削減努力を促すために、情報提供で、寄付参加者に対し、温暖化対策の必要性を伝えること。 |
| 埋め合わせ (オフセット) | <ul style="list-style-type: none"> ● 寄付金の全額をクレジット購入費用に充てること。 | - |
| 情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ● 寄付参加者に対し、温暖化対策の必要性を伝えること。 ● 認証取得後にクレジットを購入する予定の場合、寄付参加者に対して、購入予定クレジットを明示すること。なお、購入予定又は候補となるクレジットが複数ある場合は全ての候補を明示すること。 ● 商品・サービスの売上の一部を寄付金として充てる取組の場合、商品・サービス単位の寄付金額(1商品あたり1円等)もしくは売上総額に対する寄付金額(又は率)を寄付参加者に対して明示すること。 | - |
| 有効期間 満了報告 | <ul style="list-style-type: none"> ● 寄付金の総額及び購入したクレジットの量を報告すること。 ● 購入したクレジットを全て無効化したことを報告すること。 | - |

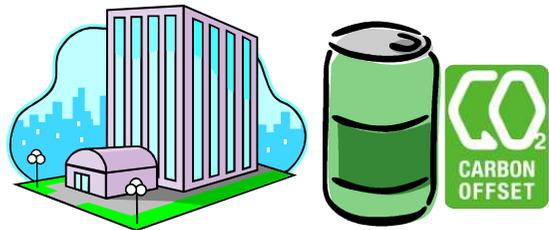
【2.3.6→NEW 2.1.7】 オフセット主体

整理・明確化

- ✓ カーボン・オフセット認証についてはオフセット主体は申請者と定めることとする(オフセット主体を任意に設定できることが制度の分かり難さの一つの要因となっているため)。
- ✓ クレジット付認証についてはオフセット主体は消費者等、寄付型認証についてはオフセット主体は設けないものとする。

例：
カーボン・オフセット
認証の場合

申請者(製造者)
缶ジュース製造メーカー = オフセット主体



カーボン・オフセッ
トしました



販売者
小売業者

オフセットジュ
ースを扱っています

購入者
一般消費者

オフセットジュ
ースを買いました



【2.3.8→NEW 2.1.9】 算定手順の整理

整理・明確化

利便性向上

- ✓ 算定の手順、考え方の概要は以下のとおり
- ✓ 「排出源の把握」を「排出活動の把握」に変更する。
排出源の例：エアコン、自動車、ボイラー
排出活動の例：電力の使用、ガソリンの使用、燃料の使用

現行

認証区分に合わせた認証対象活動を選択する



認証対象活動内の温室効果ガス排出源を把握する



把握した排出活動のうち、全部又は一部の排出活動を算定対象範囲として設定する。算定必須の排出源については必ず算定範囲に含める



算定後に検証可能且つ保守的な方法で、算定を行う

改訂案

認証対象取組における温室効果ガス排出を伴う活動(以下「排出活動」という。)を可能な限り全て具体的に把握する



把握した排出活動のうち、全部又は一部の排出活動を算定対象範囲として設定する。算定必須の排出活動については必ず算定範囲に含める



算定後に検証可能且つ保守的な方法で、算定を行う

- ✓ 管理体制の「構築」「実施」「維持」「継続的な改善」についての規程を整理
- ✓ 管理体制を構築する上で必要な項目を追記

現行

管理体制を構築・実施・維持・継続的に改善することが望ましい

改訂案

管理体制を構築し、運用しなければならぬ

運用(実施・維持)については認証基準別項に具体的に記載

認証対象取組全体の管理

活動量・排出係数のデータ把握・管理【現行認証基準:2.3.8温室効果ガス排出量の算定方法】

算定の実施及び算定結果の管理【現行認証基準:2.3.8温室効果ガス排出量の算定方法】

削減努力の取組【現行認証基準:2.3.9温室効果ガス排出削減の取組】

クレジット調達・無効化【現行認証基準:2.3.11クレジットの調達と無効化】

カーボン・オフセットラベル使用【現行認証基準:2.4.5認証取得者が認証後に遵守すべき事項】

情報提供の管理【現行認証基準:2.4.5認証取得者が認証後に遵守すべき事項】

苦情記録の管理【現行認証基準:2.4.5認証取得者が認証後に遵守すべき事項】

については、寄付型認証の場合、寄付金の管理とする。

管理体制を継続的に改善することが望ましい

- ✓ ラベル使用に関する利便性の向上のため、従来のカーボン・オフセットラベルの内部にカーボン・オフセット制度URLを含めた新しいラベルを作成する(ラベル使用時のルールも併せて改訂する)。
- ✓ 単色刷りの場合は印刷に用いる色を使用することができる。
例: 青単色刷りの場合青いラベルの表示が可能。

現在

茶色ラベル有



CO2-000000
www.jcs.go.jp
(株)オフセット



ラベル改訂案

茶色ラベル無



カーボン・オフセットラベル使用のルール

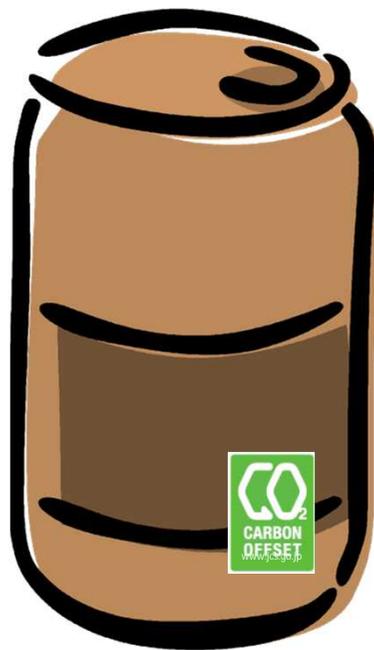
- 製品に係るカーボン・オフセットの取組の際の製品への直接の表示や、製品・サービスのカタログ及びイベントのチケットやチラシなど、**オフセットラベルと認証対象取組との関係性が明らかな表示媒体に、消費者に誤解を招かない適切な方法で表示を行う場合は、ラベルのみでの使用を可能とする。**
- クレジット付製品等におけるラベル表示時には、当該製品等を購入等することで消費者等の個人の日常生活からオフセットされるクレジット量を明示すること。
- **上記以外の表示方法**でラベル表示を行う場合には、**認証取得者名又は認証対象取組における製品 / サービス / イベント名を明示すること。**なお、消費者等に誤解を与えない限りにおいては、個別名称を簡略化することを妨げない。
- 消費者等に誤解を与える可能性がある場合は、その他必要な情報を明示すること。

カーボン・オフセットラベル 使用方法例 (1/2)

例1 リンゴジュース100のカーボン・オフセット

取組内容：(株) 食品のリンゴジュース100の原材料調達時の輸送に係る燃料使用及び製造工程で使用する電力及び燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量をカーボン・オフセットする。
ラベルの用途：製品本体への貼付

使用例
(製品への貼付)



カーボン・オフセットラベル 使用方法例 (2/2)

例2 緑のエコハウスのカーボン・オフセット

取組内容:(株) 建設の緑のエコハウスに係る木材の加工時の電力使用、建設現場での電力使用及び購入者(1世帯4人家族を想定)の1年間の電力使用に伴う温室効果ガス排出量をカーボン・オフセットする。
ラベルの用途:チラシ、住宅展示場見学者に配布するノベルティ(クリアファイル)

使用例
(チラシ)

緑のエコハウス

環境省カーボン・オフセット認証を取得しました!

弊社では、……………
……

今週末は住宅展示場へ足をお運びください。



使用例
(ノベルティ クリアファイル)

(株) 建設



弊社の緑のエコハウスはカーボン・オフセット認証を取得しています。木材の加工時の電力使用、建設現場での電力使用及び購入者(1世帯4人家族を想定)の1年間の電力使用に伴う温室効果ガス排出量をカーボン・オフセットしています。



カーボン・ニュートラル改訂概要

認証有効期間:

現状: 最長1年間

改訂案: 3年間 詳細は次々ページ以降
(基準年及び1年間の実績をもとに先2年間の計画を認証する)

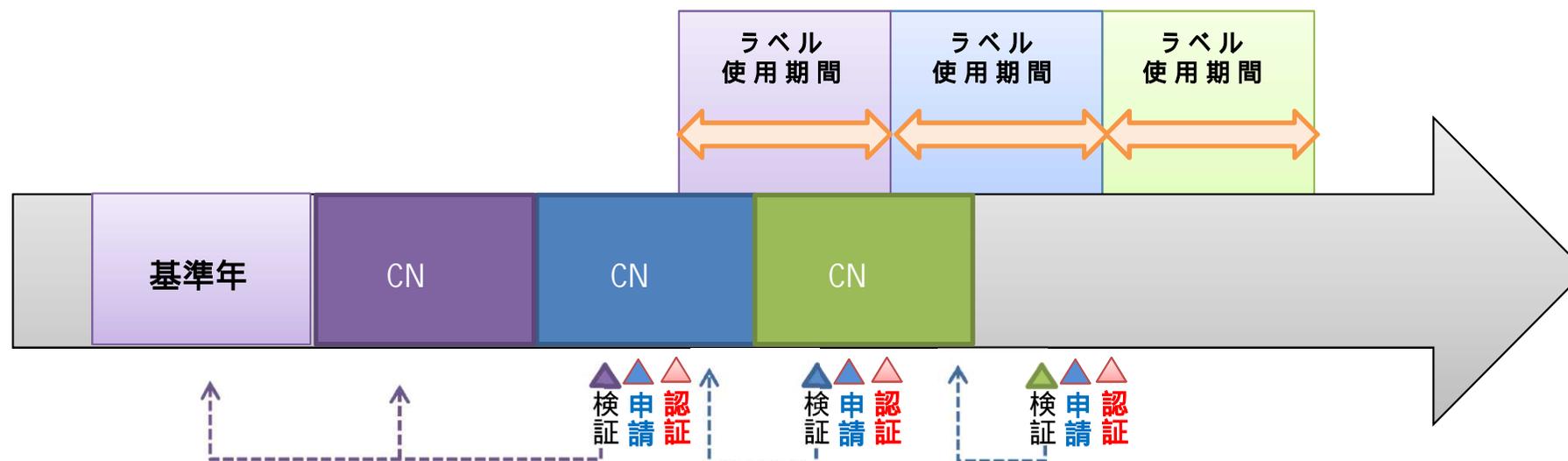
- ✓ 認証取得者の認証の継続の申請に係る書類準備等による負担軽減(認証の利便性の向上)
- ✓ 検証費用の負担軽減
- ✓ 継続的に取り組む意欲向上

【3.1.1.2】 認証の有効期間の設定 (2/5)

利便性向上

現状(単年での認証)

- ✓ 過去のカーボン・ニュートラルの取組実績が認められた事業者に対する認証
- ✓ 認証有効期間は1年間
- ✓ 認証の更新申請を行うごとに検証を受検

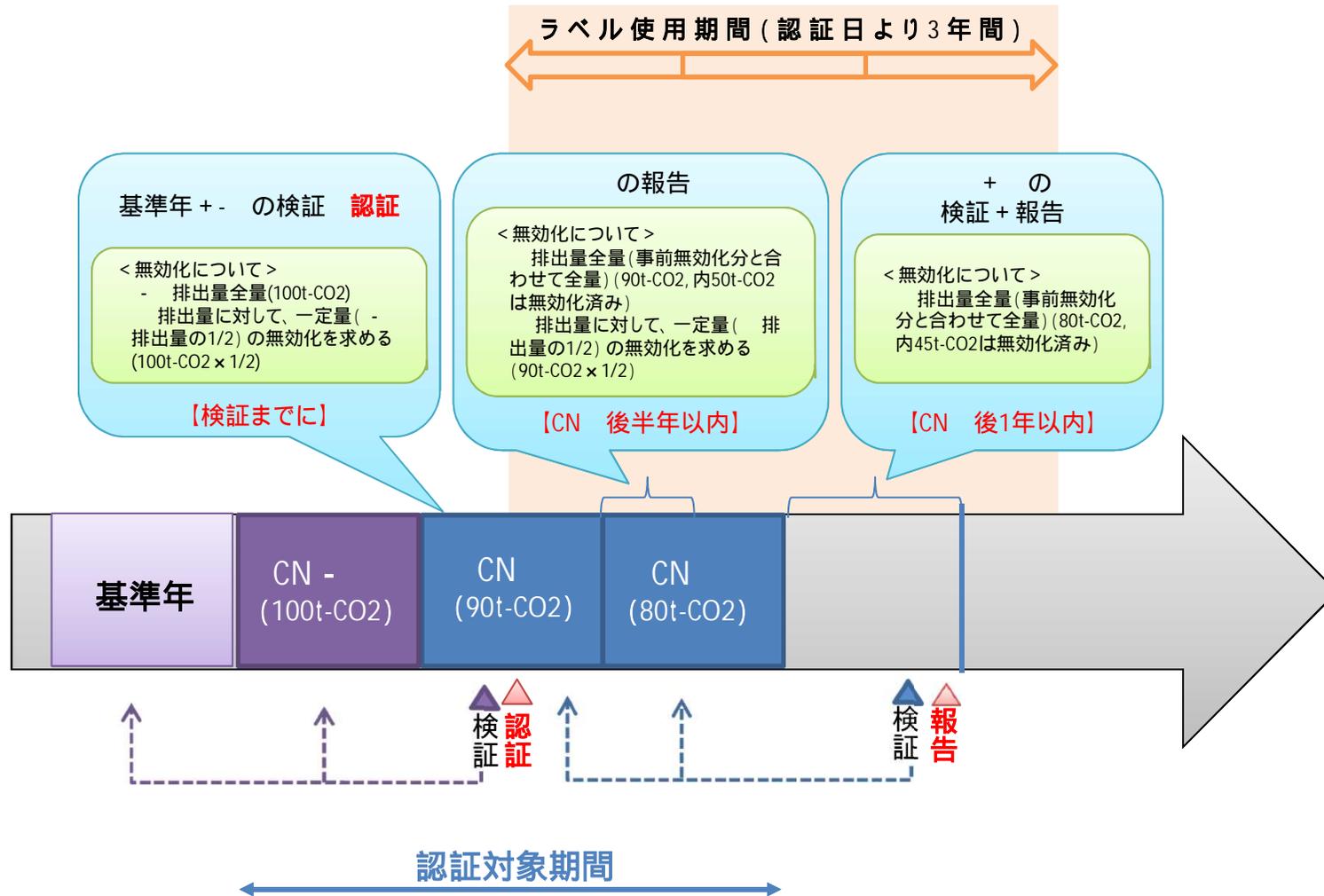


- 過去のカーボン・ニュートラルの取組実績1年間及びそこから連続する2年間の取組計画に対する認証
- 毎年、報告書を提出(算定結果報告と無効化を証明する書類を提出)
- 2年もしくは3年分をまとめて検証を受検、報告
- ラベル使用期間(認証有効期間)は認証日より3年間
離脱日までの算定・検証・無効化を実施した場合は途中離脱を認める
- 計画分の排出量に充当するクレジットとして、その前年の排出量の半量を毎年無効化する

【3.1.1.2】 認証の有効期間の設定 (4/5)

利便性向上

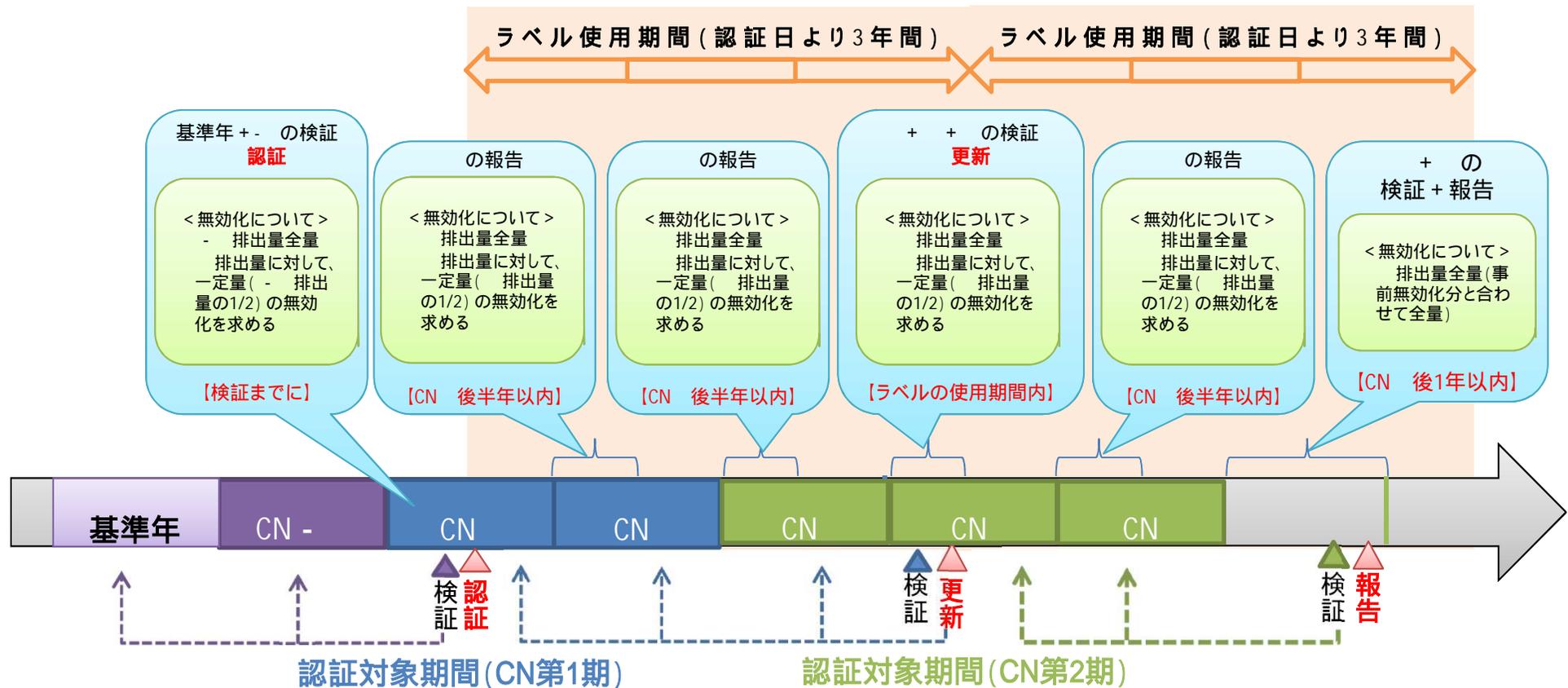
更新しない場合



【3.1.1.2】 認証の有効期間の設定 (5/5)

利便性向上

更新する場合



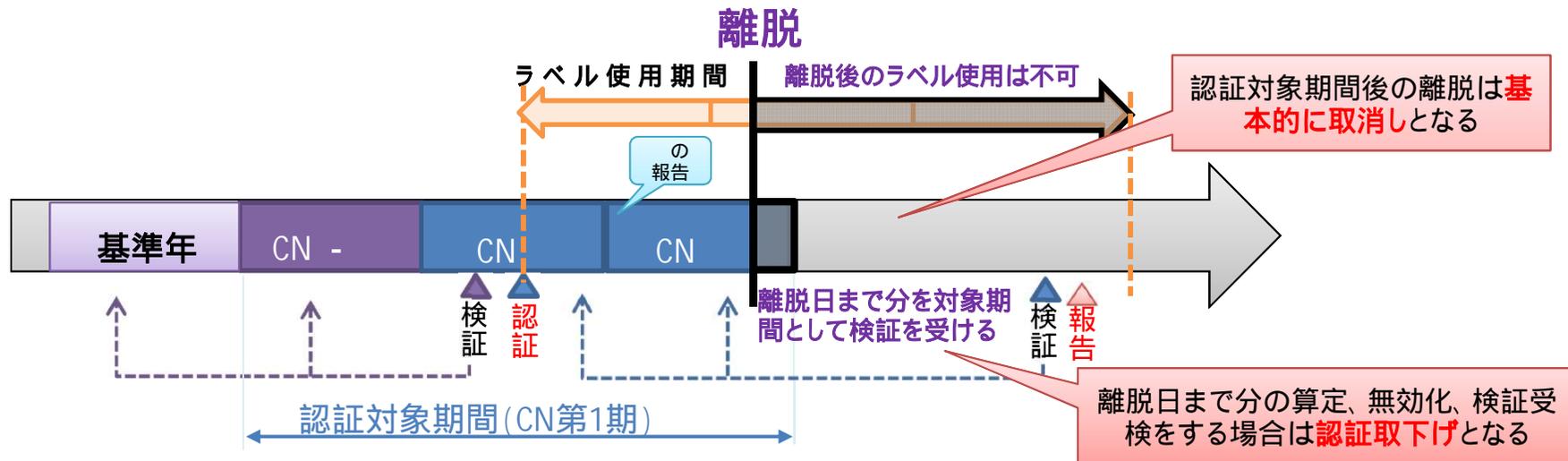
取下げ

- ✓ **認証取得者自らが**取得した認証の効果の無効を申請し、登録認証委員会又は制度管理者が当該申請を認めること。
- ✓ 取下げが行われた案件については、登録認証委員会及び制度管理者は原則として情報公開を中止する。
- ✓ 認証取得者は、認証の取下げが認められた日以降、認証の効果を主張できない。

取消し

- ✓ 認証取得者の申請書に虚偽の記載がある、又は認証取得者が本基準に反していると認められる場合に、**登録認証委員会又は制度管理者が**当該認証の効果は無効にすること。（「認証を取得していたこと」を主張することもできない。）
- ✓ 登録認証委員会及び制度管理者は認証取消しに係る事実を公表することができる。
- ✓ 認証取得者は、認証が取消しとなった日以降、認証の効果を主張できない。

【NEW】 制度からの離脱 (離脱日分までを検証)



< 認証対象期間に途中離脱する場合 >

離脱日までの活動量/無効化の検証の受検、結果報告を行った場合 **取下げ**

離脱日までの活動量に対して、算定又は無効化又は検証のいずれか一つでも実施されていない場合 **取消し**

原則として、途中離脱日までの全ての期間について検証を受検

(2年の内の1年分だけ検証を受けるなど、部分的な検証は制度として認めない)

認証対象期間後の離脱は基本的に取消しとなる(算定、無効化、検証受検した場合は離脱する必要はなくなるため)

(例) CN の途中で離脱する場合

・検証を受けていない期間(CN 及びCN 離脱日まで)の算定・無効化について検証を受検した **取下げ**

< 離脱日までの算定・無効化・検証の実施と措置の関係 >

| 算定 | 無効化 | 検証 | 措置 | 備考 |
|----|-----|----|---------------|--------------------------------|
| | | | 認証 取下げ | ●途中離脱日以降のラベル使用不可 |
| | × | × | 認証 取消し | ●取消し的事实を公表 ●途中離脱日以降のラベル使用不可 |
| × | × | × | 認証 取消し | ●取消し的事实を公表 ●途中離脱日以降のラベル使用不可 |

【3.1.3.3】 カーボン・ニュートラルラベル (1/2)

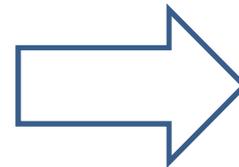
利便性向上

- ✓ 現状では、ラベル使用の際に認証番号、制度のホームページURL、認証取得者名を付記する必要がある。
- ✓ ラベル使用に関する利便性の向上のため、従来のカーボン・オフセットラベルの内部にカーボン・オフセット制度URLを含めた新しいラベルを作成し、ラベル使用時のルールを見直す。
- ✓ 単色刷りの場合は印刷に用いる色を使用することができる。
例：青単色刷りの場合青いラベルの表示が可能。

現状



CO2-000000
www.jcs.go.jp
(株)オフセット



ラベル改訂案



(株)オフセット

認証取得者名は必ずしもラベル下に記載する必要はない。

カーボン・ニュートラルラベル使用のルール

- カーボン・ニュートラル宣言及びニュートラルラベルの表示を行う場合、認証取得者名を明示すること。
- 消費者等に誤解を与える可能性がある場合は、その他必要な情報を明示すること。

カーボン・オフセット、カーボン・ニュートラル 共通改訂概要

【2.1.11、3.1.1.9】吸収クレジットによる埋め合わせについて 整理・明確化

- ✓ 自社で創出したクレジットを自社の排出量の埋め合わせ活用したいとの要望が多数ある。
- ✓ 要望を受け再度検討を行った結果、以下のように整理し、**自社で創出した森林吸収クレジットのみ、自社の排出量の埋め合わせに活用できることとする。**

| クレジットの種類 | クレジットの性質 | 埋め合わせ活用 |
|-----------|-----------------------|--|
| 排出削減クレジット | 自社のCO2排出活動に関連するクレジット | <p>×</p> <p>事業者内での排出削減量の移動が行われるだけで、排出量がオフセットされるわけではないため。</p> |
| 森林吸収クレジット | 自社のCO2排出活動に関連しないクレジット | |

✓ 認証の効果(ラベルの使用)の不正使用等に伴う措置につき、以下のように明確化を行う。

調査

認証機関

調査を行う
事業者が調査に協力しない場合認証の一時停止又は取消しを行う
一時停止又は取消しの実を公表できる

制度管理者へ報告

制度管理者

一時停止又は取消しの実を公表できる

是正勧告

認証機関

調査に基づき是正を勧告
是正勧告の実を公表できる
事業者が是正措置を講じない場合認証の一時停止又は取消しを行う
一時停止又は取消しの実を公表できる

制度管理者へ報告
・是正勧告
・一時停止/取消し

制度管理者

是正勧告の実を公表できる
一時停止又は取消しの実を公表できる

緊急の場合

認証機関及び制度管理者

認証された取組が違法行為を幫助する等、緊急に必要と認められる場合、直ちに認証の一時停止又は取消しを行う

認証機関

制度管理者へ報告する

認証機関及び制度管理者

一時停止又は取消しの実を公表できる

【2.4.7→2.1.2.7】 【3.1.3.5】 認証の一時停止及び取消し
【2.4.8→2.1.2.8】 【3.1.3.6】 認証の取下げ

整理・明確化

- ✓ 認証の一時停止及び取消並びに認証の取下げが行われた後の措置につき、以下のように明確化を行う。

認証の一時停止・取消し

認証機関又は制度管理者

✓ 認証の一時停止の原因となった行為が是正された場合は、一時停止の解除を行うとともに、その事実を制度管理者に報告する。認証機関及び制度管理者はその事実を公表することができる。

✓ オフセットラベルを使用している未出荷の商品等について、認証の取消後1ヵ月以内にオフセットラベルの表示を消去すべき旨を認証取得者に通知すること及び消去されていることを確認すること。

✓ その他消費者に誤解を与えないために必要と認める措置を講じるように認証取得者に指示を行うことができる。指示を行った場合は、認証取得者が当該措置を講じていることを確認すること。

認証取得者

✓ 取消しの実を公表すること。

✓ オフセットラベルを使用している未出荷の製品等について、認証の取消後1ヵ月以内にオフセットラベルの表示を消去すること。

✓ その他消費者に誤解を与えないため、認証機関が必要と認める措置を講じること。

認証の取下げ

認証機関

✓ オフセットラベルを使用している未出荷の商品等について、認証の取下げ後1ヵ月以内にオフセットラベルの表示を消去すべき旨を認証取得者に通知すること及び消去されていることを確認すること。

✓ その他消費者に誤解を与えないために必要と認める措置を講じるように認証取得者に指示を行うことができる。指示を行った場合は、認証取得者が当該措置を講じていることを確認すること。

✓ 認証の取下げを受理したことを制度管理者に報告すること。認証機関及び制度管理者は取下げの実を公表することができる。

認証取得者

✓ オフセットラベルを使用している未出荷の製品等について、認証の取下げ後1ヵ月以内にオフセットラベルの表示を消去すること。

✓ その他消費者に誤解を与えないために認証機関が必要と認める措置を講じること。